

○財務省告示第二百四十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年六月二十日に発行した割引短期国債
の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年七月六日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号 国庫短期証券（第二百一回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用等
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

四 発行方法
価格競争入札発行
（以下「価格競争入札発行」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法
価格競争
入札発行
各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。

十 一 発 行 価 格	十 一 発 行 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金	七 イ 払 込 金 額							六 イ 発 行 額										
				行 争 入 札 発 行	非 争 入 札 発 行	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	行 争 入 札 発 行	非 争 入 札 発 行	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	行 争 入 札 発 行	非 争 入 札 発 行	者 ・ 第 I	特 別 参 加
平 成 二 十 三 年 六 月 二 十 日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	千 万 円	千 円	千 円	千 円	三 万 二 千 六 百 二 十 九 万 七	二 兆 三 千 百 五 十 五 億 八 千 四 百 十	額	額	二 千 万 円	額	二 兆 三 千 百 八 十 六 億	額	額	二 千 万 円	額	二 兆 三 千 百 八 十 六 億	込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 度 の 範 囲 内 に お い て 各 申 込	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 応

十六	十五	十四	十三						十二				口						イ	
払込 期日	者入 札参 加	場所 支払	元金 支払	償還 金額					償還 期限	争入 札発	非 格競	者 第I	特 参加	国債 市場					入札 発行	価格 競争
平成 二十三 年六月 二十日	財務 大臣 から 通知 を受け た者		日本 銀行	額面 金額 百円 につき 百円	償還 金を 支払 う。	当 たる とき は、 その 翌 営業 日に	た だし 、 償 還 期 が 銀 行 休 業 日 に	平 成 二 十 四 年 六 月 二 十 日						十 六 銭 九 厘	額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 八	募 価 格	十 六 銭 八 厘	額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 八	額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 八	